

「徳島県ギャンブル等依存症対策推進計画」（素案）に係るパブリックコメントの実施結果について

令和5年12月7日(木)から令和6年1月5日(金)までの間、「徳島県ギャンブル等依存症対策推進計画(素案)」に係る意見募集を行ったところ、8名の方から13件の御意見を頂きました。御意見の概要と県の考え方は、次のとおりです。

No.	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
1	<p>徳島県が鳴門競艇, 小松島競輪, パルス藍住, サテライト徳島を廃止する。</p>	<p>本計画は、国の基本計画と同様にそれぞれの関係機関によるギャンブル等依存症対策についての取組を明記するものであり、事業者に対して新たな規制を設けるものではありません。</p>
2	<p>> P1 厚生労働省ホームページから引用(一部修正)</p> <p>引用には少なくとも、引用元の意味を変えずに、引用箇所と自身の見解を分けて書くことが求められる。本計画では「厚生労働省のホームページでは(依存症について)次のように説明しています。」「厚生労働省ホームページから引用(一部修正)」とあるが、上記の2要件を満たしておらず、引用の範囲を超えているため、修正が必要である。</p> <p>① 2ブロック目に「本計画」との文言があるが、引用元では「本ページ」とある。厚労省は徳島県の計画を意識せずに作成しており、厚労省の引用の中に徳島県の見解を入れることは適切では無い。</p> <p>② 3ブロック目について、引用元では、依存症の診断について、「特に大切なのは(後略)」との記載があるが、本計画では意図的に削除されている。依存症の診断(≒定義)について、明らかに矮小化して意味を変える意図があると感じられ不適切である。</p> <p>③ 4ブロック目において、引用元では言及の無い「ゲーム、インターネット、スマホ」についての記述を追加している。明らかに引用元と異なることが記載されており、徳島県の見解を引用の中で述べるのは恣意的であり、不適切である。なお、「ネット依存症」はどの国際的な診断基準においても精神疾患と認定されていない。</p> <p>④ 5ブロック目については、引用元ではあくまでも「誰かが困る」場合について、依存症と同じように対応する必要があると述べているが、本計画では、物質やプロセスへの依存の結果として、「誰かが困る」状態に陥ると断言している。また、③と絡め、不用意に依存症の対象者を増やそうとする意図を感じる。結果として引用元と文意が変わっており、不適切である。</p>	<p>いただいたご意見を基に、案を修正いたしました。</p>

「徳島県ギャンブル等依存症対策推進計画」(素案)に係るパブリックコメントの実施結果について

令和5年12月7日(木)から令和6年1月5日(金)までの間、「徳島県ギャンブル等依存症対策推進計画(素案)」に係る意見募集を行ったところ、8名の方から13件の御意見を頂きました。御意見の概要と県の考え方は、次のとおりです。

No.	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
3	<p>ギャンブル等依存症対策基本法に定義されるギャンブル等のみならず、ゲーム、インターネットなどへの依存を含めて「ギャンブル等への依存」として扱うことは、ギャンブル等依存症に対する問題を矮小化するのみならず、ゲーム、インターネットなどへの依存を必要以上に誇大して取り上げることに繋がるため、反対である。</p> <p>事実、P3-4で上げられている「ギャンブル等への依存」がもたらす影響には、ゲーム、インターネットなどへの依存によって起こる問題とは、大きくかけ離れたものが含まれていると言わざるを得ない。</p> <p>またP12では、「ギャンブル等依存症」と「ギャンブル等への依存」がおそらく誤用と思われる形で用いられている。これは、「ギャンブル等」に本計画独自に複数の意味を持たせていることが、誤用の原因の一つとして考えられる。</p> <p>これらのことにより、行政文書のわかりやすさ、費用対効果に見合った施策の実施の観点から、ギャンブル等依存症対策基本法が定義するギャンブル等とゲーム、インターネットへの依存は分けて、現状・課題・施策を論じるべきである。</p>	<p>いただいたご意見を基に、案を修正いたしました。</p>
4	<p>> P2 計画の趣旨</p> <p>若者を含む多くの人が、インターネットによって生活をコントロールできなくなっているという根拠(出典)を記載するべきである。なお、「インターネットを長く使用していたために、家庭での役割や家事などを疎かにしている」ことが、即ち生活をコントロールできなくなっていることに直結しているとするのは、飛躍が大きいため、仮にその場合は表現を改めるべきである。</p>	<p>いただいたご意見を基に、案を修正いたしました。</p>

「徳島県ギャンブル等依存症対策推進計画」(素案)に係るパブリックコメントの実施結果について

令和5年12月7日(木)から令和6年1月5日(金)までの間、「徳島県ギャンブル等依存症対策推進計画(素案)」に係る意見募集を行ったところ、8名の方から13件の御意見を頂きました。御意見の概要と県の考え方は、次のとおりです。

No.	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
5	<p>> P3 ギャンブル等への依存がもたらす影響 > なお、平成30年に報告された厚生労働省の調査では、インターネット依存が疑われる中高校生が全国で推計93万人に上ることが発表されました。</p> <p>本件調査は、「飲酒や喫煙等の実態調査と生活習慣病予防のための減酒の効果的な介入方法の開発に関する研究(H29 循環器等 一般 008)[代表者:尾崎米厚 鳥取大学 医学部教授]」であると認識している。しかしながら、厚生労働省健康・生活衛生局健康課の見解によると、「本研究の公表については科研班が担当官に相談なく」、「93 万人という数値については、平成30 年8月31 日に研究者の考えで推計値を算出し公表された」としており、あたかも厚生労働省が93万人という数値を公式見解として発表したかのような表現は誤っているため、本文章は修正すべきである。</p>	いただいたご意見を基に、案を修正いたしました。
6	<p>> P10-11 各段階に応じたギャンブル等への依存対策の実施</p> <p>課金を伴うオンラインゲームの過度の利用が、ギャンブル等への依存につながるという科学的な根拠が無い場合、本文章は削除すべきである。なお、一般論として、相関関係と因果関係は異なるものであり、相関関係のみで因果関係を示せるもので無いことも付言しておく。</p>	いただいたご意見を基に、案を修正いたしました。

「徳島県ギャンブル等依存症対策推進計画」(素案)に係るパブリックコメントの実施結果について

令和5年12月7日(木)から令和6年1月5日(金)までの間、「徳島県ギャンブル等依存症対策推進計画(素案)」に係る意見募集を行ったところ、8名の方から13件の御意見を頂きました。御意見の概要と県の考え方は、次のとおりです。

No.	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
7	<p>ギャンブル等依存症対策基本法に定義されるギャンブル等のみならず、ゲーム、インターネットなどへの依存を含めて「ギャンブル等への依存」として扱うことは、ギャンブル等依存症に対する問題を矮小化するのみならず、ゲーム、インターネットなどへの依存を必要以上に誇大して取り上げることに繋がるため、反対である。</p> <p>若者を含む多くの方が、インターネットによって生活をコントロールできなくなっているという根拠(出典)を記載するべきである。なお、「インターネットを長く使用していたために、家庭での役割や家事などを疎かにしている」ことが、即ち生活をコントロールできなくなっていることに直結しているとするのは、飛躍が大きい。仮にその場合は表現を改めるべきである。</p> <p>本件調査は、「飲酒や喫煙等の実態調査と生活習慣病予防のための減酒の効果的な介入方法の開発に関する研究(H29 循環器等 一般 008)[代表者:尾崎米厚 鳥取大学 医学部教授]」であると認識している。しかしながら、厚生労働省健康・生活衛生局健康課の見解によると、「本研究の公表については科研班が担当官に相談なく」、「93万人という数値については、平成30年8月31日に研究者の考えで推計値を算出し公表された」としており、あたかも厚生労働省が93万人という数値を公式見解として発表したかのような表現は誤っているため、本文章は修正するべきである。</p> <p>課金を伴うオンラインゲームの過度の利用が、ギャンブル等への依存につながるという科学的な根拠が無い場合、本文章は削除するべきである。なお、一般論として、相関関係と因果関係は異なるものであり、相関関係のみで因果関係を示せるもので無いことも付言しておく。</p>	<p>いただいたご意見を基に、案を修正いたしました。</p>

「徳島県ギャンブル等依存症対策推進計画」(素案)に係るパブリックコメントの実施結果について

令和5年12月7日(木)から令和6年1月5日(金)までの間、「徳島県ギャンブル等依存症対策推進計画(素案)」に係る意見募集を行ったところ、8名の方から13件の御意見を頂きました。御意見の概要と県の考え方は、次のとおりです。

No.	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
8	<p>ギャンブルとインターネットとゲームを同じ括りで扱うことに非常に違和感を感じます。 賭け事とネット、ゲームとは依存と言われるほど夢中になってしまった場合に起こる問題が違うのではないのでしょうか。</p> <p>インターネットは自由な言論、活動の場でもあり。ゲームは創作の場でもあります。 利権や一方的な考え方の押し付けの為に言論や創作の自由が損なわれる場面を見ることがあります。</p> <p>公の機関が科学的な根拠を元にせず「依存症」などというお墨付けを与えることは、 そうしたインターネットやゲーム、ひいては漫画やアニメなどあらゆる創作活動への攻撃の武器になる恐れがあると考えます。</p> <p>香川県の何のプラスも生み出さなかったゲーム規制の轍を踏むことなく、冷静で懸命な施策を求めればかりです。宜しく願いいたします。</p>	いただいたご意見を基に、案を修正いたしました。
9	<p>厚生労働省ホームページから引用とあるが「特に大切なのは～」が恣意的に削除されていたり厚生労働省のホームページにはないゲーム、ネット、スマホが入っていたりとゲーム、ネット、スマホ、は悪いもので規制すべきという結論ありきに見える。案を白紙撤回して考え直すべきだと思います。</p>	いただいたご意見を基に、案を修正いたしました。

「徳島県ギャンブル等依存症対策推進計画」(素案)に係るパブリックコメントの実施結果について

令和5年12月7日(木)から令和6年1月5日(金)までの間、「徳島県ギャンブル等依存症対策推進計画(素案)」に係る意見募集を行ったところ、8名の方から13件の御意見を頂きました。御意見の概要と県の考え方は、次のとおりです。

No.	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
10	<p>P1「はじめに…」厚生労働省HPから引用(一部修正)とありますがHPの記載とは違う部分があります、引用というのは引用元の意味を変えずに記載するものです。このページは引用の範囲を逸脱したものであり、引用元の意味を変えないよう修正するべきです。</p> <p>2段落めの「本計画」との文言がありますが引用元では「本ページ」です。厚労省の見解と徳島県の見解を混同させるものです、修正が必要です。</p> <p>4段落目、引用元では言及されてない「ゲーム、インターネット、スマホ」が追加されています。引用元とは異なる徳島県の見解を引用に入れるのは恣意的であり、不適切です。さらに言うとネット依存症は国際的な診断基準でも精神疾患とは認められていません。</p> <p>P2,ギャンブル等依存症対策基本法で定義されているギャンブルだけでなく、ゲーム、インターネットなどへの依存もまとめて「ギャンブル等への依存」として扱うのはゲーム、インターネットなどへの依存をギャンブルと同等のものとして拡大解釈するものです。ゲーム、インターネットなどの文言は削除するか、別のものとして扱うべきです。</p> <p>P2「計画の趣旨」 10代20代の若者を含む多くの人インターネットを長く使用していたために家庭での役割や家事などを疎かにしている～」とありますが、これは何か根拠があるのでしょうか？あるのなら記載するべきですし、無いのなら削除するべきです。さらに「インターネットを長く使用していたために家庭での役割や家事などを疎かにしている」ことが生活をコントロールできなくなっていると表現するのは飛躍のしすぎです、修正が必要です。</p> <p>P3～4の「ギャンブル等への依存がもたらす影響」は、ゲームやインターネットなどへの依存によって起こる問題とは大きくかけ離れています。ギャンブルとゲームやインターネットを同一の物として必要以上に悪影響を誇大化しようとする意図を感じます。ギャンブル、ゲーム、インターネットは別のものとして対応するべきです、修正が必要です。</p>	<p>いただいたご意見を基に、案を修正いたしました。</p>

「徳島県ギャンブル等依存症対策推進計画」(素案)に係るパブリックコメントの実施結果について

令和5年12月7日(木)から令和6年1月5日(金)までの間、「徳島県ギャンブル等依存症対策推進計画(素案)」に係る意見募集を行ったところ、8名の方から13件の御意見を頂きました。御意見の概要と県の考え方は、次のとおりです。

No.	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
11	<p>どうしてギャンブル対策に『ネット依存』や『ゲーム依存』が入っているのでしょうか。というか、ギャンブル対策よりもこちらの方に重点を置いてませんか？</p> <p>いくら何でもこれは『きつねうどんと称してイカスミスパゲティーを出す』と同等の『詐欺』ではないでしょうか。ネットやゲームへの依存とギャンブル依存はその性質や『そうなった背景』が違うのです。</p> <p>基本的にゲームやネットと違ってギャンブルには『教育・経営・建設・製造・育成』という要素がありませんからね。</p> <p>稀に専門誌として書店で売ってもいいくらいの資料を作る人はいますが、依存状態の人はなぜかそういう方向には行きませんからね。</p> <p>ですので、ゲーム・ネット依存の部分はギャンブル依存症対策推進計画から見たらお門違いなので、全部削除すべきです。</p>	<p>本計画では、ギャンブル等への依存症対策とあわせ、インターネットやゲーム等のプロセスへの依存に対する対策を図ることを目的としています。</p> <p>いただいたご意見を基に案を一部修正いたしました。</p>
12	<p>『厚労省のホームページでの説明からの引用』という部分、そもそも引用する際、引用元の意味を変えずに、引用箇所と自身の見解を分けて書かなければなりません。でないと『著作権法違反』に問われます。</p> <p>この計画は一旦白紙にして全部作り直すべきです。でないとやるべき事が曖昧になって何も成せなくなりますよ。</p> <p>それから、ギャンブル依存になる理由の一つとして『仕事の報酬が少なすぎて達成感を得られないどころか生活が成り立たない』というのがあります。</p> <p>ですのでまず『普通に仕事すれば評価される社会』を作るべきです。</p> <p>そしてその為に『安月給でこき使ったり過大なノルマを課したり些細なことで因縁つけて罵倒する上司がいるブラック企業』を行政力で『財布』ごと潰して下さい。</p> <p>「ギャンブルに溺れるな。」という前に「希望を持てる社会＝希望を持てる就職・就業・生活ができる社会」を作るべきです。</p>	<p>いただいたご意見を基に、案を修正いたしました。</p> <p>その他、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

「徳島県ギャンブル等依存症対策推進計画」(素案)に係るパブリックコメントの実施結果について

令和5年12月7日(木)から令和6年1月5日(金)までの間、「徳島県ギャンブル等依存症対策推進計画(素案)」に係る意見募集を行ったところ、8名の方から13件の御意見を頂きました。御意見の概要と県の考え方は、次のとおりです。

No.	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
13	<p>早急に連携体制を確立すること。 基本理念、施策ともうわべだけの薄っぺらな内容。真に受けて聞く価値のない代物。 「相談機関→医者→自助グループ」までとくに連携していなければならないのに現実は無能な職員と医者がひしめきあっているだけ。真剣に対処する気はないはず。 絵空事を夢見ている時間はもうないという自覚がない。つまり「危機感ゼロ」。</p>	<p>ギャンブル等依存症対策として、「予防対策」「相談・医療」「再発防止・社会復帰」の各段階に応じた取組を関係機関が進めるとともに、それらの支援を切れ目なく展開するため、連携会議の開催等により関係機関の連携をより一層推進することとしております。 いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>